

令和 7 年 3 月 会 議

第 21 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和7年3月27日(木)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
----------	---------	-----------	---------

出 席 推 進 委 員

第1地区担当	山 田 英 毅		
第2地区担当	峯 山 健 吾	第3地区担当	志 澤 輝 彦

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 42 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 43 号	非農地証明願について
議案第 44 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第 45 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第 46 号	綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規定の一部を改正する規程について

議案第 47 号 綾瀬市農業委員会令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の承認について

報告第 12 号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	峯 山 哲 夫
次 長	三 枝 利 行
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 30 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）《挨拶》

ただ今より令和 7 年 3 月、第 21 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、早川 新一委員、内田委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがいまして、現在の出席委員は 11 名、推進委員は 3 名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、3 番笠間委員、4 番比留川 義昭委員のご両名をお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますきたいと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第 5 条に係る資料 1、非農地証明願に係る資料 1、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に諸般の報告、農政時報をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。4 月 21 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 1 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 7 年 4 月（第 22 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。28 日、令和 7 年 4 月（第 22 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 5 条許可申請 1 件 1,011 平方メートル、非農地証明 1 件 805 平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定 24 件 41,830.52 平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 1 件 2,279 平方メートル、法第 4 条届出 1 件 1,101 平方メートル、法第 5 条届出 3 件 1,301 平方メートル、納税猶予特例農地の利用状況 2 件 14,513.69 平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。

本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段

のご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、日程第 1 号、議案第 42 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 7 番でございます。申請人及び申請地は記載のとおりです。申請地は[REDACTED] 番外 1 筆、地目畑、地積合計 1,011 平方メートルでございます。転用目的は資材置場及び駐車場でございます。転用理由は事業拡大のためとのことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定、農地の区分につきましてはその他 2 種農地でございます。場所につきましては、7 ページの案内図をご参照願います。また、資料 1 に申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、敷地内を砂利舗装し、雨水は地下浸透の敷地内処理とします。周囲に安全鋼板を設置し、土砂等の隣地への流出を防止します。土地利用計画につきましては、資料 7 ページをご参照ください。工期は資料 8 ページのとおり許可日から 12 日間でございます。立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準によるその他 2 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告をお願いします。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）それでは 4 班を代表して報告させていただきます。先日、3 月 18 日火曜日、4 班の宇野と、今日欠席されていますが早川委員、それから山田推進委員、それから事務局 3 名の 6 名で現地に行ってきました。以後の報告については全て、同日、同人数で実施しました。

それでは第 5 条申請の 7 番ですけれども、現在は耕うん中で 2 種農地でもあり、転用許可相当であると考えました。皆さんの、慎重なるご審議をお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について

- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人 () 君) と申します。 よろしくお願ひします。

1 番、転用を行う理由と、この地を選定した理由について、譲受人の () は今現在土木建築業を営んでおりますが、新たに産業廃棄物処理業を行うための敷地確保のため、今回の計画に至りました。選定に関しては適切な管理を行うために、本社の近隣であるこの事業に必要な面積を確保できる敷地を選定しました。

2 番の土地利用計画及び施設概要についてですが、使用目的は資材置場として使用します。施設内容としましては、砂、碎石置場や一時保管場のほか、従業員用の駐車スペースを計画しています。

3 番の転用計画等、周辺への防除対策等については、敷地内まで砂利敷きにして周囲に安全鋼板を設置することで、隣接地への土砂の流失を防止します。

4 番の工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期は令和 7 年 5 月 1 日から 5 月 12 日にかけて造成工事を行います。重機などは西側の歩道から出入りし、土砂等の流出については、敷設の安全鋼板を活用し、流失しないよう注意します。

5 番の隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、現在周囲に耕作地はありません。隣接所有者には工事着前に訪問し説明します。

6 番の施設の管理計画について、管理は主に社にて行い、また現地には常駐の社員を 1 人配置し、被害が出ないように注意を払います。以上です。

○議長 (古塩 貞夫君) ありがとうございます。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長 (古塩 貞夫君) 質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたし

ます。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席にご出席いただきましてありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 本件につきまして地域の担当委員が私でございますのでちょっと発言させてもらいます。この件につきましてははですね、以前だいぶ土砂が山積みになっていたところですけども、今回これを機会に、一応畑として見れるような状況までですね、土を崩してありました。申請者の[]さんは、他の地域でもちょっと荒地を持っています、あれはどうするっていう話からですね。本人に会っていないですけど、参考人の方と面接いたしまして、いろいろ聞き取りしましたところ、一応[]さん、本人は、ちょっと体調崩して今あまり動けないということで、その子供さんが、そのほかの荒廃地につきましては、これからするんだらうという話を聞きました。それを確実にやってもらうということで、会議にかけております。本件につきまして、私はやむを得ないと思います。荒廃地につきましては、今後1回機械を入れればすぐ畑に戻るようなところです。以上でございます。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

それでは、日程第2号、議案第43号、非農地証明願について、整理番号3番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。議案第43号、非農地証明願について、整理番号3番でございます。申請地は[]外1筆、地目山林、現況山林、地積合計805平方メートルでございます。神奈川県では、農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針を定めており、現況が農地ではなく、農地法違反の是正指導を受けておらず、かつ復元が困難と認められる農地については、各農業委員会の

判断により、農地法の対象から除外する「非農地」とすることができ、本件はその証明願いがあったものでございます。

現況は山林で、非農地理由は、平成5年5月に相続で山林を取得し、自ら開墾して畑として利用していました。その後、耕作をやめてから再び山林化し、周辺に落ち葉などで迷惑をかけたため伐採し、現在に至りました。今回、登記簿の地目が山林となっているにも関わらず、非農地証明を必要とする理由ですが、法務局で所有権の移転の相談をしたところ、現在は伐採され、畑として課税されているため、農業委委員会で非農地証明を取得するよう指導されたとのことでした。申請地は、現況が農地ではなく、農地法違反の是正指導を受けておらず、かつ農地に復元することが困難な状態であります。従いまして、神奈川県で定めております農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針に適合してございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、9ページをご参照願います。なお、配布させていただいております別添資料1に現況写真を掲載してございますので併せてご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。 12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）現地は木を伐採した状態で農地としては利用されておらず、また、農地に復元することも困難と思われる状況でした。非農地証明願については許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件についての地域の担当委員として補足する事項等がありましらご発言願います。 3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）本件について地元委員として発言いたします。3月17日、申請人の代理人と面会し、現地確認を行いました。非農地となった経緯について代理人から聞いたところ、地目は山林で課税が畑となっておりますが、以前より山林のままで農地として利用したことはないとのことでした。私も時々現地の前を通りますが、以前から山林のままで、農地として利用していることはありませんでした。また、現地は第4班の代表の方から報告がありましており、木を伐採した状態になっていますが、農地としては利用されておらず、農地への復元も難しいと認められました。よって、非農地証明書の発行に問題はないと思います。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。非農地証明について、整理番号 3 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、日程第 3 号、議案第 44 号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理権を決定する際、必ず農地中間管理機構を経由することから、議事運営の効率化を図るため、農地中間管理機構に関する説明は省略し、同一の農地に関する計画については一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。整理番号 19 番及び 20 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 19 番及び 20 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 6,858.26 平方メートル、設定する土地は■■■■■■■■■■外 3 筆、地目畑、地積合計 1,486.26 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 13 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。貸人は、50 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■■歳、自作の畑 2,402.00 平方メートル、利用集積による畑 4,456.26 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 250 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）18 日の日に調査に行きましたけども、 外 3 筆とも、耕うん状態であり、畑としてきちんと管理されていました。許可相当と考えます。皆さんよろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていたっている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）本日審議がされます、農用地利用集積計画決定事案について、3 月 18 日第 4 班に同行させていただき、現地調査を行ったことを報告させていただきます。現地の状況は先ほど第 4 班の代表委員が述べられたとおり、整理番号 19、20 は、耕うん状態にあります。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 19 番及び 20 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 21 番及び 22 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 21 番及び 22 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 4,464,50 平方メートル、設定する土地は 番外 3 筆、地目田、地積合計 1,784 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 25 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難

なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は61歳、自作の畑2,183.00平方メートル、利用集積による畑2,281.50平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、妻、母の3名で、従事日数は300日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告をお願いします。 12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）農地利用集積等促進計画の件ですけれども、整理番号の21、22ですが、外3筆は現状草が生えていて、必ずしも畑としてというふうに思いましたけれど、この4月から今の勤務体系が変わり時間に余裕ができることから、これからきれいにして使っていくとありましたので、その意思を確認して許可相当であると判断しました。皆さんの審議をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。 第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、今代表委員が述べられたとおりです。整理番号21、22は、蔓が枯れた形で生えています。しかし、短く下草処理がされていて、今後は、消防等の協力により、焼き畑作業を計画しているとのことで、耕作等の準備が進んでいると考えられます。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号21番及び22番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 23 番及び 24 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 23 番及び 24 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 10,462 平方メートル、設定する土地は[]外 2 筆、地目畑、地積合計 1,583 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 22 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は[]歳、自作の畑 1,945 平方メートル、利用集積による畑 8,517 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の 2 名で、従事日数は 280 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）整理番号 23、24 です。[]にはニンジンが作付けされていきました。[]はタマネギが作付けされていきました。農地としてしっかり管理されていきましたので、利用集積については許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田 推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が今述べられたとおりです。借人はブロッコリーやネギ等の直売を主に栽培されている農家です。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 23 番及び 24 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 25 番及び 26 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 25 番及び 26 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 10,062 平方メートル、設定する土地は■■■■■■■■■■外 5 筆、地目畑、地積合計 5,278 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 25 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、利用集積による畑 10,062 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）整理番号 25、26 ですけれども、■■■■■■■■■■外 5 筆ですが、全て耕うん状態で、農地としてしっかり管理されてと思います。以上のことから、利用集積等促進計画は妥当と考えました。皆さんの慎重なご審議をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、代表委員が述べられたとおりです。整理番号25、26は全て耕うん状態です。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号25番及び26番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号27番及び28番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号27番及び28番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は5,198平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外6筆、地目畑、地積合計5,198平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成19年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。貸人は、120日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、利用集積による畑5,198平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、妻の2名で、従事日数は261日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。 12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）整理番号27、28の[REDACTED]図面の右下ですが、そこには

栗の木が植えられていました。[REDACTED]外2筆ですが、そこについては多少草が生えていましたが、農地として耕うん状態でした。こういう状態で、農家をやっていけるだろうと判断しました。皆さんの、ご審議をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていたっている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田 推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。整理番号27、28は、一部にハクサイ、ダイコン、ゴボウ等が栽培され、ほかの部分は、次回作付けの準備中と確認しました。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号27番及び28番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号29番及び30番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号29番及び30番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は14,661平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積合計991平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成28年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は

■歳、自作の畑 1,979 平方メートル、利用集積による畑 12,682 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告をお願いします。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）整理番号 29、30 の ■■■■、ここはブロッコリーが収穫後で、また商品にならないブロッコリーが若干ありましたけれども、この後、トラクター等をかけて、次の作付けの準備をするだろうと判断しました。農地としてきちんと利用されていますので、特に利用集積については問題ないかと思います。皆さんの慎重なご審議をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田 推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は、代表委員が述べられたとおりです。整理番号 29、30 は、ブロッコリーの収穫後の畑です。借人は綾瀬市園芸協会に加入しており、現在 ■■■■の ■■■■を務められています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 29 番及び 30 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 31 番及び 32 番を審議いたしますが、整理番号 31 番から 34 番の農地に関する計画につきましては、借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君） それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹） 総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 31 番及び 32 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 2,411 平方メートル、設定する土地は [REDACTED]、地目田、地積 473 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は水稻、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。貸人は、350 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 33 番及び 34 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は [REDACTED] 外 2 筆、地目田、地積合計 1,268 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は水稻、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。この整理番号 31 番から 34 番までの農地に関する農地中間管理権の設定をする借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、自作の畑 2,411 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 150 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君） 整理番号 31、32 の [REDACTED] については、稲刈りが終わった後ということでした。次の整理番号 33、34 の [REDACTED] 外 2 筆ですが、トラクターをかけて、耕うん状

態でした。田んぼとして、きちんと管理されていると判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をいただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田 推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。整理番号31、32は、田んぼで稲刈り後の状態でした。整理番号33、34は、耕うん状態でした。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたら発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号31番及び32番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。続いて整理番号33番及び34番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号35番及び36番を審議いたしますが、整理番号35番から38番の農地に関する計画につきましては、借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書26ページ、27ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号35番及び36番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は6,910平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外2筆、地目田、地積合計1,330平方メートルでございま

す。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間でございます。利用目的は水稻、設定初年は令和7年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、27ページの案内図をご参照願います。貸人は、300日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。続きまして、総会議案書28ページ、29ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号37番及び38番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は[REDACTED]番、地目田、地積320平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間でございます。利用目的は水稻、設定初年は令和7年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては29ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この整理番号35番から38番までの農地に関する農地中間管理権の設定をする借人の状況でございますが、利用集積の田6,910平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、従業員4名で、従事日数は200日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。 12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）整理番号35、36、37、38は、全て耕うん状態でした。田として、きちんと管理されているものと考えます。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。整理番号35、36、37、38は全て耕うん状態でした。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号35番及び36番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。続いて整理番号37番及び38番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号39番及び40番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書30ページ、31ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号39番及び40番でございます農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は13,437平方メートル、設定する土地は■■■■■、地目田、地積495平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和7年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、31ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑3,214平方メートル、利用集積による畑8,836平方メートル、樹園1,387平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の3名で、従事日数は360日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。 12番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）整理番号 39、40 ですが、この [REDACTED] は、耕うん状態で、次の耕作に向けて準備をしているところでした。畑として、きちんと管理されていますので、利用集積をしていく上で、妥当だと考えました。皆さんのご審議よろしくお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をいただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、代表委員が述べられたとおりです。整理番号 39、40 は、切り株の伐根作業をしてあり、下地は整地され耕うん状態でした。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 39 番及び 40 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 41 番及び 42 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 32 ページ、33 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 41 番及び 42 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 50 平方メートル、設定する土地は [REDACTED] 外 2 筆、地目田、地積合計 709 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は水稻、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外で地域計画外でございます。場所につきましては、33 ページの案内図をご参照願います。貸人は、120 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の

状況でございますが、年齢は■歳、自作の畑 50 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、農業従事者は本人、母の 2 名で、従事日数は 150 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告をお願いします。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）整理番号 41、42 は、現地は縦に 3 つ並んでいますが、■は全て耕うん状態でした。農地として適正に利用されています。皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田 推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。整理番号 41、42 は田んぼで耕うん状態でした。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 41 番及び 42 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4 号、議案第 45 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号 15 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 34 ページ、35 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 15 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■外 2 筆、地目につきましては、全て畑、地積合計 2,279 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の

6 第 1 項の規定の適用を受けている 農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明で
ございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月
27 日まで、相続開始年月日は、平成 21 年 6 月 14 日で、今回は 5 回目の証明願いでござい
ます。場所につきましては、35 ページの案内図をご参照願います。申請人は ■歳、トラ
クター等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 250 日でご
ざいます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい
ただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）整理番号 15 ですが、地番 ■には、さるすべりが植えてありま
した。■については、耕うん状態ということで、農地としてきちんと利用され
ていると判断します。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件につきましては担当の委員として補
足する事項を発言していただくところではありますが、早川 新市委員が欠席となっております
ので、事務局に代読をお願いいたします。事務局お願いします。

○事務局（古賀主幹）代読させていただきます。議案第 45 号、整理番号 15 番、引き続き
農業経営を行っている旨の証明願につきまして、地元委員として発言させていただきます。
先程第 4 班の代表の方から報告がありましてとおり、すべて耕うん状態であり、適正に管
理がされておりました。申請人にはお会いして、今後も農地として適正に管理されている
と確認しております。地元委員といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証
明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の代読が終わりました。この件について意見等がありました
らご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営
を行っている旨の証明願について、整理番号 15 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のと
おり証明することに決定されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第 5 号、議案第 46 号、綾瀬市農業委員会事務局の設置、
組織等に関する規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。事務局より説明

願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 36 ページ、37 ページをご覧ください。「綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程の一部を改正する規定」についてでございます。改正理由につきましては、令和 7 年 4 月 1 日の機構改革の実施に伴い、農業委員会事務局の「庶務担当」が「総務担当」へ名称変更するため、所用の改正を行うものでございます。制定日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程の一部を改正する規程について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、日程第 6 号、議案第 47 号、綾瀬市農業委員会令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の承認について、を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 38 ページをご覧ください。綾瀬市農業委員会令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の承認についてでございます。提案理由としましては、国通知に基づき、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について作成いたしましたので、その承認を求めるものでございます。39 ページをご覧ください。農業委員会の体制及び、2020 農林業センサス等による、農家・農地等の概要など、農業委員会の状況等について、記載しております。次に 40 ページをご覧ください。最適化活動の目標でございます。最適化活動の成果目標については、記載のとおりでございます。農地の集積につきましては、農業従事者の高齢化等により耕作放棄地の増加や、担い手の確保が課題となっております。令和 7 年度の目標につきましては、過去 5 年間の実績を基に 2.65 ヘクタールに設定し、目標以上の増加を達成できるよう、担い手への集約化や新規就農者の確保を行うとともに、後継者のいない高齢農業者等に対して、農用地利用集積制度の周知を図り、遊休農地の解消を行って参りたいと考えております。41 ページ上段をご覧ください。新規参入者の促進でございます。令和 6 年度は、2 件の新規参入を実現いたしましたが、耕作者の高齢化等の

問題のほか、参入希望者の条件に見合う農地が少ないことから、前述の農地の集積を行いながら、新規就農者の確保を促進していく必要があると考えております。下段をご覧ください。最適化活動の活動目標でございます。農地の最適化を推進する活動といたしましては、農地最適化推進委員会を中心に、年2回行う、農地パトロールの結果を踏まえ、疑義のある農地の追跡調査を計画的に実施し、是正指導及び遊休農地の利用意向調査を行って参ります。また、新たな担い手の確保に向けた活動等につきましては、引き続き、農地利用最適化推進委員会等の協力をいただきながら、新規参入相談会に参加するなど、活動を行って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会令和7年度最適化活動の目標の設定等の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、日程第7号、報告第12号、専決処分等についてを、議題といたします。

事務局長より報告願います。

○事務局（峯山事務局長）それでは、議案書の42ページから45ページをご覧ください。

日程第7号、報告第12号、専決処分等についてでございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第7号の規定による届け出1件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出3件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告が2件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

議案書の42ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出、1件でございます。整理番号21番でございます。転用の内容は駐車場で、地積1,101平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書43ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出3件でございます。転用の内容は整理番号31番と32番につきましては住宅敷地、整理番号33は倉庫で、地積合計1,301平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に 44 ページから 45 ページをご覧ください。2 の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告」整理番号 1 番から 2 番でございます。本件につきましては、租税特別措置法の規定の適用を受けている農地の利用状況につきまして、税務署から照会がありましたので、ご報告いたします。農業相続人、利用状況確認地、及び相続開始年は、それぞれ記載のとおりでございます。現地調査を実施したところ、耕うんされている状態を確認し「自ら農地として使用していた。」旨を回答いたしました。以上、専決処分等の報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 12 号専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 3 月第 21 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

11 時 03 分 閉 会